

令和2年度新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する
支援事業補助要綱

2 福保子保第195号
令和2年4月24日

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症により、3に規定する対象事業を実施する保育施設等が臨時休園等をした場合において、区市町村が利用者負担額を軽減する保育施設等を支援する場合、その費用の一部を東京都（以下「都」という。）が補助するに当たっての算定基準及び手続等を規定し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 新型コロナウイルス感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第6条第8項の指定感染症のうち、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

(2) 保育施設等

3（1）に掲げる事業を実施する施設又は事業者をいう。

(3) 年齢

入所等した日の属する年度の初日の前日の年齢を当該年度中の年齢として取り扱う。

(4) 施設等利用費

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11により支給される費用とする。

3 補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業は、区市町村が実施する次に掲げる事業とする。

(1) 対象事業

- ア 東京都一時預かり事業及び定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）に規定する都単独型一時預かり事業及び定期利用保育事業
- イ 東京都認証保育所事業（平成13年5月7日付12福子推第1157号）
- ウ 家庭的保育事業（平成22年6月25日付22福保子保第437号）
- エ 東京都一時預かり事業（平成27年7月27日付27福保子保第507号）

オ 緊急1歳児受入事業（平成30年3月30日付29福保子保第5924号）

(2) 対象児童

区市町村が実施する(1)に掲げる事業の補助対象である児童であって、新型コロナウイルス感染症により、保育施設等が区市町村の判断により臨時休園等している場合に、保育施設等が利用者負担額を減額した児童のうち、区市町村が本事業の対象と認める児童とする。ただし、(1)ア及びエの事業については、月単位等で継続的に利用している児童で、臨時休園日等の利用があらかじめ決まっていたものに限る。

(3) 対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 補助対象経費

この補助金の交付の対象となる経費は、3(1)に掲げる補助対象事業における施設等に対して、利用者負担額減額のため区市町村が交付した経費で、別表に定める経費とする。

5 補助金交付額

この補助金は、別表により算出された額を予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

6 補助条件

この補助金は、別記の条件を付して交付するものとする。

7 交付申請

区市町村は、この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、知事に別に定める期日までに提出して行うものとする。

- (1) 令和2年度新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助要綱所要額計算書（別紙第4号様式）
- (2) 令和2年度新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助要綱所要額内訳書（別紙第5号様式）
- (3) 当該事業に関する歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

8 変更交付申請

区市町村は、この補助金の交付決定後、事情の変更等により申請の内容を変更するとき、補助金変更交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付し、知事に別に定める期日までに提出して行うものとする。

- (1) 令和2年度新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援

事業補助要綱所要額計算書（別紙第4号様式）

(2) 令和2年度新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助要綱所要額内訳書（別紙第5号様式）

(3) 当該事業に関する歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

9 交付決定及び通知

知事は、区市町村長から上記7及び8に定める補助金の交付申請及び変更交付申請を受けたときは、申請書及び添付書類の内容を審査の上、交付の可否を決定し、速やかに当該区市町村に通知する。

10 概算払

知事は、この補助金について必要があると認める場合においては、予算の範囲内において、概算払をすることができる。

11 準用

補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）及び東京都補助金等交付規則の実行について（昭和37年12月11日付通達37財主調第20号）に定めるところによる。

12 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の補助に関して必要な事項は、都が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別記

補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 承認事項

区市町村長は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 財産処分の制限

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し又は廃止してはならない。

4 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて3に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

5 財産の管理義務

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

6 補助事業の完了時期

補助事業は、令和3年3月31日までに完了しなければならない。

7 事故報告等

区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

8 状況報告

知事は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し区市町村長に対し報告を求めることができる。

なお、区市町村は、事業の実施状況等について、別に定める期日までに実施状況報告書（第6号様式）に関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

9 補助事業の遂行命令等

(1) 知事は、7及び8による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村長に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

(2) 区市町村長が(1)の命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し補助事業の一時停止を命ずることができる。

10 実績報告

区市町村長は、補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後、別に指定する期日までに、実績報告書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定等

知事は、10による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長に通知する。

12 是正のための措置

(1) 知事は、11による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。

(2) 10による実績報告は、(1)の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

13 決定の取消し

(1) 知事は、区市町村が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の目的に使用したとき。

ウ 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(2) (1)の規定は、11により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

14 補助金の返還

(1) 知事は、1又は13により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、区市町村に対しその返還を命ずるものとする。

(2) (1)の規定は、11により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

15 違約加算金

区市町村長は、13により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最終の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとす。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

16 延滞金

区市町村長は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

17 他の補助金等の一時停止等

区市町村長が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、

又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

18 書類の整備保管

区市町村長は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。

19 消費税仕入控除税額の取扱い

(1) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別添様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を納付させることがある。

(2) 区市町村は、間接補助金を事業者に交付する場合には、(1)において「知事」とあるのは「区市町村長」と、「区市町村長」とあるのは「事業者」と読み替え、同様の条件を付さなければならない。